



Title	〈日本における『周礼』研究論考〉 略述
Author(s)	南, 昌宏
Citation	中国研究集刊. 1991, 10, p. 84-92
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60844
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

へ日本における『周礼』研究論考の略述

南 昌 宏

日本における『周礼』研究の諸論考について略述する。ただし、論述の関連で中国における論考も若干挙げてある。

『周礼』の現代語訳注には、本田二郎『周礼通釈』上・下（原田種成校閲、秀英出版、昭和五二・五四年）、林尹『周礼今注今訳』（台湾商務印書館、民国六一年、後に書目文獻出版社、一九八五年）があり、外に、賈公彦『周礼正義序』（後出の加藤虎之亮『校勘記』によれば『周礼疏序』にすべきであるが、今は芸文印書館印行の十三経注疏本に従っておく）「序周礼廃興」の訳注として、池田秀三「周礼疏序訳注」（『東方学報（京都）』五三、一九八一年）がある。

他書と比べて翻訳書が少ないことについて、上山春平「『周礼』の六官制と方明」（『東方学報（京都）』五三、一九八一年）は、「明治・大正期の注釈シリーズ、『漢籍国字解全書』、『漢文体系』、『国訳漢文大成』などのどれにも『周礼』が入っていない……ということとは、江戸時代の儒学の伝統とかかわりがあるにちがいない」と述べ、吉川幸次郎「周礼について」

（『展望』二二二、一九七六年八月号）を要約して、「科挙制度の固まった元朝以降、『周礼』は科挙に必要な経書の範囲からはずされていた。……だから、中国近世の読書人たちのあいだで『周礼』にたいする関心がうすれ、そうした風潮が日本の江戸時代の儒学にも波及したのではないか」と説明している。吉川氏は同論考の最後に、日本の場合、公家は別として、一般の儒者は『周礼』をあまり読まなかったと言っている。そして、よく読んだ人物として、林羅山・伊藤東涯・海保青陵を挙げ、荻生徂徠は『周礼』に熟していたとの印象はもたない、と述べる。

もっとも、同論考が吉川幸次郎『文明の三極』（筑摩書房、昭和五三年）に収録された際には、加地伸行氏からの教示として、『周礼』をよく読んだ公家には北畠親房がおり、藤原頼長「台記」にも『周礼』に関する記載がある、との補注が付されている。一方、長澤規矩也編『和刻本経書集成』第二輯（汲古書院、昭和五〇年）には、周哲（愚斎）点・林道春（羅山）跋

『周礼』、重野保光（東成）点『周礼正文』が収録されており、周哲点本は菜根出版からも昭和五二年に出版されている。また、佐野学『殷周革命—古代中国国家生成史論—』（青山書院、昭和二十六年）第三篇「『周礼』の描く理想国」には、「伊藤仁斎一派が『周礼』を重んじ」とあり、「王朝時代にも徳川時代にも相当に読まれた。新井白石の『折りたく柴の記』にも、彼が將軍家宣に毎年、四書のはか『孝経』、『周礼』、『儀礼』等を進講したと記してゐる」と述べている。このように、日本において『周礼』が読まれていないわけではなかった。ただ、『周礼』本文は官職の任務を説明したものであって、文章としての面白味に欠ける（前掲吉川幸次郎論考によれば、文学として、五経ほど詩作には必要とされない）。このことも、研究者の興味を引きにくい原因と思われる。

かねてより日本人は『周礼』に馴染みが薄く、このような教養や研究の蓄積のなさが現在まで影響し、それが、今でも『周礼』研究が進まない理由の一つとされている。しかし、テキストに関する基礎的作業は既に終えられており、加藤虎之亮『周礼経注疏音義校勘記』上・下（財団法人無窮会常務理事 清田清発行、昭和二三・三三年）は、『周礼』を扱う際の必読書である。同書に対する宇野精一氏の書評（『宇野精一著作集』第五卷所収、明治書院、平成元年、原文は『斯文』二一、昭和三年）によれば、「日支両国現存のあらゆるテキストを網羅したといふべく、この方法に関する限り、今後これ以上のものは

到底望み得ない」が、「ただ校勘の結論については、時に異論があり得るのも止むを得ない」と述べ、誤植等についても触れている。

『周礼』を全般的に取り上げた研究書としては、林泰輔『周公と其時代』（名著普及会、昭和六三年復刻、原本は大倉書店、大正四年）、侯家駒『周礼研究』（聯経出版事業公司、民国七六年）がある。前者は、周公の制作と称される『周礼』（林氏は〈周官〉と記す）『儀礼』『周易』爻辞の比較研究であり、後者は、「〔周礼〕思想淵源」や「〔周礼〕之実験暨対後世之影響」といった歴史研究に重点が置かれている。両書とも、『周礼』には思想研究の余地が十分あることを示唆しているものの、大部分においては、『周礼』本文を今日のテーマ（例えば、政治・経済・教育等）に従って並べ替え解説を加えた、という印象が強く、更に一步踏み込んだ研究が必要である。

制作年代・作者については、宇野精一『中国古典学の展開』（『宇野精一著作集』第二卷所収、明治書院、昭和六一年、原本は北隆館書店、昭和二十四年）、侯氏前掲書が、過去の研究を整理しており、それらを列挙すると次のようになる。清以前の諸家「周公の作」「王莽・劉歆等の偽作」、熊十力「孔子手定」、林泰輔「西周末、厲王・宣王・幽王時代」、錢穆「戦国時代末、『吕氏春秋』の前、晋人の作」、郭沫若「趙人、荀子の弟子の作」、津田左右吉「前漢末」、宇野精一「戦国時代、齊人の作」。その後も、史景成「周礼成書年代考（上）（中）（下）」

（『大陸雜誌』三二—五七、民國五五年）が「『呂氏春秋』の後、秦の統一前」、田中利明「周礼の成立についての一考察」（『東方学』四二、昭和四六年）が「秦の始皇帝の頃」とするなど、考察は日中に数多く、以下に紹介する論考の中にも、制作年代に言及したものがある。ただし、一時期にすべてが作られたのではなく、周制の原型が含まれている、あるいは、後代の追記・竄入がある、ということは従来より言われている。しかも、諸説紛々としていて、時代の特定は相当に困難であり、にわかに結論が出る問題ではない。

『周礼』の研究は、現在でも、そのほとんどが制度に関する研究である。政治・経済・法律などは、特に中国において関心が高く、論文も多い。例えば、祝中熹「『周礼』社会制度論略」（『人文雜誌—先秦史論文集』、一九八二年）は、『周礼』の行政構造には、古い部落連盟時代の名残と専制主義國家の成長期のものとが見られ、土地制度の主体は村による分与地であり、井田制は既に存在していなかった、とする。また、階級対立は貴族と庶民との対立であって、奴隸は存在したものの経済構造にさほどの影響はなかった、すなわち、『周礼』に見られる社会は、奴隸社会ではなく、また封建社会でもなく、貴族は搾取していたけれども土地所有者ではなく、一方では古い氏族社会の体制にも頼らなければならなかったとして、著者はこれを「庶民社会」と称する。その外、李普国『『周礼』的經濟制度与經濟思想』（中州古籍出版社、一九八七年）などの単行本も

出版されている。

他方、日本の研究には、土地制度を中心にして次のようなものがある。例えば、鈴木隆一「井田考—周礼における双分組織の特徴としての—」（『日本中国学会報』二六、一九七四年）は、田制と家族制とは表裏の関係にあるとの前提に立って、『周礼』にいう井田制（『孟子』にいう助法）・溝洫制（同じく貢法）は族制（大家族制から小家族制に至る種々の家族制）に対応するものであり、前者から後者に移行する中間の田制として徹法が現れた、とする。越智重明「周礼の財政制度・田制・役制をめぐって」（『九州大学東洋学論集』九、一九八一年）は、「周礼は……ある時期に一つの目標をもって書き上げられたもの」であり、「歴史資料としての周礼は……その大きい記述目標、そこに盛られている諸体系」こそが論じられるべきである、と言う。そして、「（周礼の）一般的な財政収入は基本的には収益税と人頭税とからなっており、前漢前期の税体系と同質である。田制面について……國家の田制収入が私有田を中心とするようになった時期を頭においたものであるが、井田制は特定の地域にだけ施行されたとすべきである。役制面について……（狭義の）軍役、徒役、（地方の雑多な役などを含む）いわゆる力役に大別できる。これは漢時代の役体系にほぼ対応する」と結論づける。また、越智重明「井田と轅田」（『池田末利博士古稀記念東洋学論集』所収、池田末利博士古稀記念事業会、昭和五五年）では、「周礼の田制には氏族

制時代と家産国家時代との土地制度が重ねられている」が、「土地割替は見えない」とする。小島祐馬『古代中国研究』（筑摩書房、昭和四三年、一八八頁以下）でも「儒家の社会政策は、……土地の均分政策を主要なものとする」と述べ、『周礼』の制度に触れている。曾我部静雄「周礼の井田法」（『社会経済史学』五〇、一九八四年）は、『周礼』と『孟子』との井田法が異なるのは、鄭玄の注・賈公彦の疏の誤った解釈によるためであり、『周礼』と『孟子』との経文に相異なる点は存在しない、と述べる。西嶋定生「『周礼』稲人鄭玄注の稲田管理」（『中国経済史研究』第四章、第二節、東京大学出版会、一九六六年）もまた、「鄭玄の解釈が……経文の正しい解釈であつたかどうかということは、また別個の問題である」として、最も古い記録ではあるけれども成立年代を断定しがたい『周礼』よりも鄭玄の注に注目し、後漢末期において、『周礼』の稲作法が休閒法であると理解されていたことを述べる。平中苓次「漢代の復除と周礼の施舍」（『立命館文学』一三八、一九五六年、後に『中国古代の田制と税法——秦漢経済史研究——』所収、稟文堂、一九六一年）は、免税について検討し、「漢唐の注疏家の説では、周礼の施舍は力役の免除のみでなく、賦税の免除をも併せ意味するものとして解釈され、宋以後清朝に至る新注家の説では、それは専ら力役の免除のみを意味するものとして解釈されている」ことを指摘する。曾我部静雄「中国古代の施舍制度」（『東北大学文学部研究年報』一二、一九六一年）は、

「施舍」について鄭玄注・賈公彦疏を始めとする諸家の説を検討したうえで、江戸時代の藤田幽谷の解釈が最も正確であると述べる。また、曾我部静雄「周礼の郷・遂と稍・県・都について」（『集刊東洋学』五〇、一九八三年）は、王畿を図解し、解説したものである。

刑法については、西田太一郎『中国刑法史研究』（岩波書店、昭和四九年）、仁井田陞『補訂 中国法制史研究 刑法』（東京大学出版会、一九八〇年、八〇～八五頁）が触れている。西田氏は、『周礼』のように遅れて（西田氏によれば前漢末に）成立した經典には復讐制限の傾向が強いと述べ、『周礼』の復讐に関する「届出制度（官に届けて復讐する）」「移郷制度（復讐を避けさせるために一定の遠隔地に移らせる）」が後世に及ぼした影響について記す。また、「過失」について、鄭司農と鄭玄とで説が異なっていることを指摘、検討している。仁井田氏は、『周礼』の自由刑（勞役刑）は、「園土に収容し勞役を科する方法」と「嘉石に坐らせまた司空に役する法」との二つの基本形式に整理できるとし、その刑罰体系からみれば、『周礼』は戦国時代から漢初には成立し得た、と述べる。最所顯文「八議に就いて」（『漢学会雑誌』五一、昭和十二年）は、親・故・賢・能・功・貴・勤・賓という八者のうち、どれか一つに当たる者が罪を犯した場合には、特に王に請い、その罪を審議し、もし許されるべき理由が有れば許し、庶人の罪とは区別する、という「八議」の制度について、平等を失してま

で行われる必要はどこにあったのかを考察するものである。

また、礼制について、池田末利『中国古代宗教史研究―制度と思想―』（東海大学出版会、昭和五六年）所収「周礼大宗伯所見の祖神儀礼―肆献裸・饋食考―」（原文は『広島大学文学部紀要』六、一九五四年）「周礼大宗伯所見の地神儀礼―血祭・狸沈・驅辜考―」（原文は『哲学（広島哲学会）』五、昭和三〇年）のうち、前者は、表題に示された廟享に関する二つの儀礼の意義と方法を検討し、後者は、表題に示された三つの儀礼は、一つが他を兼ねるという従来の説を否定して、三つを分別、検討したものである。同じく池田末利前掲書所収「告祭考―古代中国における祈禱儀礼―」（原文は『広島大学文学部紀要』二一・二二―一・二三―一、一九六二～六四年）は、「告祭」（口頭による祈禱儀礼）と呼ばれる類・造・禴・禘・禠・攻・説の六祈および連関する儀礼について、文字の原義にまで溯って個別的に考察したものである。藤野岩友「周礼九拜考」（『中国の文学と礼俗』所収、角川書店、昭和五一年、原文は『漢文学会会報（国学院大学）』一八、昭和四八年）は、基本的な拜礼九種について、様々な異説を挙げながら述べたもの。濱口富士雄「周礼保氏五射考」（前掲『池田末利博士古稀記念東洋学論集』所収）は、「五射」に関する賈公彦の疏の不備を指摘しながら、その具体的な内容を考察したものであり、金藤行雄「『周礼』の命について」（『待兼山論叢』哲学篇一八、一九八四年）は、『周礼』の礼制は、礼制における一般的な身

分決定の基準である「爵」と「周礼」に独特な尊卑上下の決定基準である「命」とを併用するものであり、經学上において異質な点がある、と述べる。

その他、平間三季子「『周礼』春官司几筵考―葦席を中心として―」（『国学院雑誌』七五―二、昭和四九年）は、「司几筵」中には、喪事における古い民間伝承が認められる、と述べ、鳥羽田重直「『周礼』春官箴章考」（『国学院雑誌』七五―四、昭和四九年）は、「箴章」に関して、鄭玄注より馬瑞辰に至る諸家の解釈を字句中心に眺めたものである。

思想的側面からの研究では、代表的なものに、津田左右吉「『周官』の研究」（『津田左右吉全集』第一七卷所収、岩波書店、一九六五年、原本は『儒教の研究』第二、岩波書店、一九五〇年）、重沢俊郎「周礼の思想的考察」（同（続）（又統））「周礼の思想史的研究（四）」（『東洋の文化と社会』四・五・七・『中国の文化と社会』九、一九五四・五六・五八・六一年）がある。津田氏は、「『周官』に記されてゐる官府の構成が如何なるものであり、それに如何なる思想が現はれてゐるか」を考えることを趣旨とし、合わせて制作時期は前漢末であると主張する。先ず、『周礼』（津田氏は「『周官』」と記す）六官の構成・名称・職掌を他の典籍と比較しながら、歴史的に検討を加え、その後、『周礼』の思想体系には様々な矛盾があることを指摘し、官職の多くは単なる觀念上の構成に過ぎない、と言う。重沢氏は、『周礼』が文献上に初めて明瞭な形

で現れる『漢書』『河間献王伝』から説き起こし、後漢の鄭玄によって礼経としての不動の地位を確立するまでを概説した後、『周礼』は強力な国家権力によって人民を支配する法治国家である、との観点から諸官職を考察する。ただし、上記の論文をもとに執筆されたと思われる、重沢俊郎『中国の伝統と現代』（日中出版、一九七七年）所収「古文学および『周礼』の思想的考察」は、「予定の四割程度に止っている」（「序にかえて」）と付記されている。また、佐野学前掲書は、『周礼』には王の政治権力についての記事がないことから、周の帝王権が全く消滅した戦国時代末に成立したものと述べる一方、その制度はすべてが空想というのではなく、殷末周初から春秋戦国にかけての時間の前後したものを同列に含み、社会的変化が眺められる、としている。そして、『周礼』の政府機構には宗教性が濃厚であり、その祭政一致の根底には天人合一という世界観があると云う。以下、労働・奴隷・農業・工業・社会政策・家族・道徳等について論じている。

山田勝芳氏の「中国古代における均の理念―均輪平準と『周礼』の思想的検討―」（『思想』七二一、一九八四年）に始まる一連の研究では、『周礼』は均の理念の集大成であり、鄭玄によって「礼の経」に高められ、学官に立てられた魏晋から始まる「『周礼』の時代」は、王安石の新法に因って『周礼』の真偽が議論され、その地位が動揺し始めた宋代に終る、と説く。堀池信夫『漢魏思想史研究』（明治書院、一九八八年）所

収「『周礼』の一考察」は、律曆（数）思想から検討し、特に劉歆との関係に注目している。また、本田二郎「周礼天官に見えたる飲食物と其の官吏達」（『大東文化大学漢学会誌』一四、一九七五年）は、「飲食物関係官吏の職司について逐次検討」し、これらの人々は「古代に於ける祭祀―政治の……重要不可欠な裏方」であったことに注意すべきである、と述べる。また、『周礼』に見える「夢占い」について論じたものに、西岡弘「吉夢の献」（『国学院雑誌』六七―七、昭和四一年、後に『中国古代の葬礼と文学』所収、三光社、昭和四五年）、同じく西岡弘「悪夢の贈」（前掲『池田末利博士古稀記念東洋学論集』所収）がある。栗原圭介「周礼「天官」篇形成における時間論」（『東洋研究』七六、一九八五年）は、「天官は地官以下の五官と同じく、官としては対等であるが、同時に地官以下の五官をも総摂する」との認識をもって、「中国古代の場合、殊に天官篇の形成において、時間がどのような係わり方をし、どのような役割や機能を担っていたか」「「天官」の篇が『周礼』の中で、他の地官以下の五篇との時間が構造的に如何なる係わりを有していたであろうか」、そして、古代漢民族は時間をどのように認識していたか、を述べている。

『周礼』を他書との係わりにおいて論じたものには、以下のような論文がある。桜井芳朗「孟子と周礼との関係について」「詩経と周礼との関係について」「書経と周礼との関係について」「礼記王制と周礼との関係について」（『東京学芸大学研

究報告』第十分冊「史学」九・一二・一三・一五、昭和三三・三六・三七・三九年）は、各々の経書と『周礼』との記述の類似点・相違点を比較、検討したものである。『管子』との関係について、小柳司氣太「管子と周礼」（『東洋思想の研究』所収、森北書店、昭和一七年）は、『管子』と『周礼』との記述が一致する部分を簡条書きにしている。金谷治「管子の研究」（岩波書店、一九八七年）でも同様に、『周礼』との関係が指摘されている。神谷正男「『周礼』の泉府と『管子』の轻重斂散法」（『東京支那学報』九、昭和三八年）は、両者の思想史的関係について、「利益追求を目的とする商人の商業活動を排除して、官府の政治的権力によって、人民の生活を安定させる」という共通の思想が根底にある、としたうえで、「（『周礼』）泉府の制度の方がはるかに原始的、古代的」であり、その思想は漢代の思想とは認め難い、と言う。

また、加賀栄治『中国古典解釈史・魏晉篇』（勁草書房、昭和三九年）に述べられているように、鄭玄は『周礼』を基準とする礼体系を組成したとされる。そのため、鄭玄の思想研究の資料としても『周礼』は利用される。間嶋潤一氏は、鄭玄は経書解釈体系として『周礼』国家（『周礼』に於いて構想される国家）の構築を企図していたとして、「鄭玄の周礼解釈に就いて」（『東洋文化（無窮会）』復刊四〇、一九七六年）等の論文を発表している。児玉憲明「『周礼』楽律解釈史初探——鄭注の位置——」（『新潟大学人文科学研究』六九、昭和六一年）は、

通常の楽律説とは異なる『周礼』の楽律説について、鄭玄以前から鄭玄注に至るまでの解釈の変遷を追ひ、天象などの自然現象との関連の中で解釈することに鄭玄注が初めて成功した、と位置付けている。辺土名朝邦「鄭玄の『周礼』調人職注にことよせて」（『九州大学中国哲学論集』一〇、一九八四年）では、復讐を肯定する今文と否定する古文とが齟齬をきたさないように鄭玄は折衷し、「報讐をみとめながらも、周礼の報讐制限（それは最終的には否定へと進む）策を支持している」という鄭玄の復讐に対する考え方について論じる。月洞讓「鄭玄研究」（私家版）第四章、第四節「祭礼鄭義考」は、元来は鄭玄の思想研究であるが、「三礼」を中心とする諸書の、鄭玄注を媒介とした比較研究とも言え、また、巻末に付された「鄭玄引書出典表」は非常に便利である。

『周礼』を現実の政治に用いた人物との連関については、以下のような研究がある。王莽については、宇野精一前掲書（第八章、第四節「王莽と周礼」）が論じている。宇野氏によれば、王莽の失敗の原因は、一般の社会状態より来たものであり、『周礼』を用いたこととはほとんど無関係で、王莽の失政と『周礼』とを結び付けたのは、司馬光が王安石を攻撃するためであり、ひいては劉歆偽作説までが生じた、と言う。王安石については、諸橋轍次『儒学の目的と宋儒へ慶暦至慶元百六十年間』の活動」（『諸橋轍次著作集』第一巻所収、大修館書店、昭和五〇年、原本は大修館書店、昭和四年）第二編、第三章、

第四節「王安石の新法及び新義」以下に詳しい。諸橋氏は、

「王安石の周官新義は、たとひ幾多の牽会と勘合とを有するにせよ、克く一世に実施して其の実効を収めたるものなれば、兎にも角にも周官学史上一特殊地位を確保すと称すべし」との評価を与えている。外に、**庄司荘一**「王安石「周官新義」の大宰について」（『集刊東洋学』二三、一九七〇年）は、「周官新義」は王安石の政策を古典に託して正当化させるためのものであったという従来の見解は補足されるべきであり、それは、王安石の経学の立場にもとづきながら、個々の具体的政策よりも国家の君主独裁の支配体制の強化を意図したものであった、と論じる。なお、**東二夫**『王安石新法の研究』（風間書房、昭和四五年）には、随所に新法と『周礼』との関連が述べられている。

考古学による『周礼』研究は、京都大学人文科学研究所の**林巳奈夫**主宰「先秦文物の研究」グループが行い、数々の論文が発表されている。**林巳奈夫**「『周礼』の六尊六彝と考古学遺物」（『東方学報（京都）』五二、一九八〇年）は、尊・彝と呼ばれる器の素性を探ったもの、前掲**上山春平**論文は、『儀礼』觐礼篇に登場するサイコロ様の正六面体の物体「方明」と『周礼』の六官制との関係を論じたものである。

「冬官考工記」は『周礼』の中でも特殊な篇である。亡失していた「冬官」を「考工記」で補ったとするのが一般的であるが、異説については、**宇野精一**前掲書（第八章、第三節「冬官

未亡論」）に詳しい。そこで、『周礼』とは別個に制作時期が問題にされたり、考古学からのアプローチ、古代の技術への関心など、多様な視点からの研究が盛んである。**原田淑人**「周官考工記の性格とその製作年代について」（『聖心女子大学論叢』三〇、昭和四二年）は、「考工記」には錯簡があるとしても、考古学的資料を使って、製作年代を戦国末期から前漢初葉としたものである。**吉田光邦**「周礼考工記の一考察」（『東方学報（京都）』三〇、昭和三四年）は、古代史の資料として『周礼』を完全に否定することはできない、ということをも、甲骨文・金文との比較、土地・農業制度からの類推によって述べた後、「考工記」の車制・皮革工・弓矢・染工に関する記述について、技術・作業の具体的な例を示しながら解説したものである。**林巳奈夫**『中国殷周時代の武器』（京都大学人文科学研究所、昭和四七年）では、「考工記」に見られる種々の武器について考察がなされている。また、**林巳奈夫**「周礼考工記の車制」（『東方学報（京都）』三〇、昭和三四年）は、馬車に関する「考工記」の記述を解説し、**高田克巳**「規矩考——周礼考工記」よりの考察——「同（続）（了）（補遺）」（『大手前女子大学論集』三〇五・七、一九六九〜七一年・七三年）は、「考工記」の記述から車制を復元、図示したものである。

『周礼』は経書であるにもかかわらず、これまで、その研究が十分なされてきたとは言いがたい。その原因として、日本はおろか中国でさえ『周礼』が読まれずにいた、という意見があ

ることは冒頭に述べた。これは、吉川・上山両氏のみならず、たとえば、林道春（羅山）の跋文に「余嘗て朱墨を塗して以て塾に藏す。今周哲生之に訓点を加うるに、苟くも自らを是とせず、来たりて余に就きて正を質す。亦奇ならずや。」とあり、『通典』卷一五に「周礼……儀礼……公羊・穀梁……四経殆ど絶ゆ。」との記述もある。しかし他方では、『新唐書』『選舉志』に「凡そ、礼記・春秋左氏伝を大経と為し、詩・周礼・儀礼を中経と為し、……」、『宋史』『選舉志』に「詩・礼記・周礼・左氏春秋を以て大経と為し、……」という記述があり、『新唐書』の同文が、日本の『令義解』『学令』にもある。また、朱子が『周礼』を重視していたことは、『朱子語類』卷八六から読み取れる。歴代正史の「経籍志」「芸文志」にも『周礼』関係の著作は数多く、『明史』『清志稿』でも衰えは

しない。しかも、実際の政治において、北周の官制は『周礼』に依拠していたと言われ、唐の則天武后は、一時、国号を周と改め、官名も『周礼』にならっている。その後には、王安石が登場する。

これらを考え合わせれば、中国で『周礼』が読まれずにいたとするのは、むしろ不自然であり、日本においても、上述した通り、様々な人物によつて『周礼』が読まれていた形跡がある。したがって、吉川氏の説には再検討の必要があると思われる。そのためには、鄭玄から孫詒讓に至る間の著作、例えば、唐代の賈公彦の疏や宋代の王与之『周礼訂義』等の研究が不可欠であろう。

その外、『管子』・王莽・劉歆・王安石等の研究資料としても、活用の余地はまだ十分にあると思われる。